# 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令の概要

令和８年３月
水　　産　　庁

## １．現行制度の概要

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号。以下「許可省令」という。）第 23 条において、許可省令別表第４に掲げる制限又は禁止に違反して大臣許可漁業を営んではならないと規定されているところ、同表の「かつお・まぐろ漁業」の項において、西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、一定の場合を除いてこれを禁止する旨規定されている。

## ２．改正の趣旨・主な内容

（１）許可省令別表第４に規定されている「くろまぐろ」は、西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業により採捕される大西洋くろまぐろを指すが、許可省令第 58 条では、大西洋条約海域において採捕される大西洋くろまぐろを限定して「大西洋くろまぐろ」と定義している。そのため、許可省令別表第４の対象をより明確化する観点から、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和７年農林水産省令第 24 号。以下「整備省令」という。令和７年５月 30 日公布、令和８年４月１日施行。）第３条において、同表中に規定されている「くろまぐろ」を「大西洋くろまぐろ」に改める改正を行った。

（２）また、令和６年 11 月の大西洋まぐろ類保存国際委員会第 24 回特別会合において、大西洋条約海域で漁獲されるじんべえざめ及びいとまきえい科の船上保持等を禁止する保存管理措置の発効が合意された。これを担保するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和７年農林水産省令第 29 号。以下「改正省令」という。令和７年６月 20 日公布、同年７月１日施行。）により、許可省令別表第４の「かつお・まぐろ漁業」の項新第 18 号及び新第 22 号として、大西洋条約海域におけるじんべえざめ及びいとまきえい科の採捕を禁止する旨の規定が新設されたところ。

（３）改正省令による許可省令別表第４の「かつお・まぐろ漁業」の項の号ずれを反映するため、整備省令第３条の新旧対照表の改正を行う。

## ３．施行期日

公布の日から施行する。